

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立てに関する事務取扱要領の制定について(通達甲)(平成28年3月16日留管発第27号)

(概要)

この通達甲は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第229条第1項の規定による本部長に対する審査の申請、法第231条第1項の規定による本部長に対する事実の申告、法第233条第1項の規定による本部長に対する苦情の申出、法第234条の規定による監査官に対する苦情の申出及び法第235条の規定による留置業務管理者に対する苦情の申出に関し必要な事項を定めるとともに、高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則(平成19年公安委員会規則第12号)第17条の規定に基づき、公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関し必要な事項を定めたものです。